

太子町まち・ひと・しごと創生 総合戦略

平成28年3月

太子町

目 次

序章 太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	1
I. 策定の目的	1
II. 位置づけ	2
III. 対象期間	2
IV. 進行管理	2
第1章 総合戦略策定にあたっての課題	3
I. 太子町の人口動向等	3
1. 太子町の人口動向	3
2. 太子町の住民意識	6
II. 太子町の課題とめざすべき方向	9
第2章 総合戦略	10
I. 国や大阪府の方針	10
1. 国の方針	10
2. 大阪府の方針	10
II. 総合戦略策定の基本的な考え方	11
1. 施策展開の考え方	11
2. 施策体系について	12
III. 基本目標と具体的施策と重要業績評価指標（KPI）	13
1. 基本目標1：産業振興による活力ある地域創造戦略	13
2. 基本目標2：太子町の情報発信・観光振興による知名度アップと交流人口の向上	15
3. 基本目標3：妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	16
4. 基本目標4：地域への愛着心の醸成と地域の確かな暮らしを支える基盤づくり	19

序章 太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

I. 策定の目的

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっています。

このため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という）が制定され、平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という）及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という）をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。

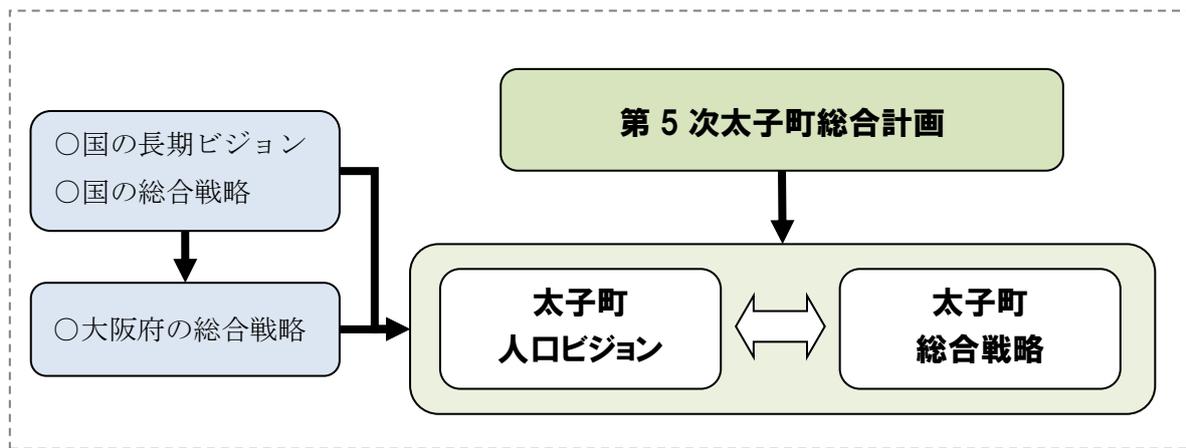
まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があります。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という）を策定することとされています。

太子町では、この法の趣旨を踏まえ、本町における人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして「太子町人口ビジョン」を策定しました。太子町においても、今後、人口減少・少子高齢化が進むと予測されますが、太子町人口ビジョンでは、自然増につながる出生率の上昇に対する施策を中心に組みつつ、社会減の抑制につながる定住促進策を行うことで、人口減少度合いを抑え、さらには歯止めをかけ、バランスの取れた人口構造となることをめざしています。「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「太子町総合戦略」という）は、太子町人口ビジョンを踏まえ、太子町の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すものです。

II. 位置づけ

第5次太子町総合計画では、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”」を基本理念としてまちづくりの目標を設定し、「医療、福祉、健康」、「安心・安全、都市基盤、環境」、「産業、雇用、観光」、「人権、教育、文化」、「協働、行政経営、情報化」の施策体系のもとで、まちづくりを推進していくこととしています。

太子町総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国や大阪府の総合戦略等を踏まえ策定するものですが、本町においては第5次太子町総合計画で示すまちづくりの目標をもとに、「まち・ひと・しごと創生法」の目的に合致する施策を横断的かつ発展的に推進する計画として位置づけることとします。



《図 序-1 総合戦略の位置づけ》

III. 対象期間

太子町総合戦略の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

IV. 進行管理

太子町総合戦略の策定にあたっては、基本目標ごとのめざすべき成果として数値目標を設定するほか、各基本目標に位置づける具体的な施策についても、重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルのもとに施策の効果検証、取組改善を行える体制を構築します（原則1年ごとに進捗状況进行评估します）。

検証については、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証するものとし、必要に応じて住民の意見聴取等を行うとともに、また、総合戦略の見直しや改訂を行うこととします。

第1章 総合戦略策定にあたっての課題

I. 太子町の人口動向等

「太子町人口ビジョン」では、太子町の人口動向や将来予測、出産・子育てや定住・移住等についての住民意識について整理を行いました。

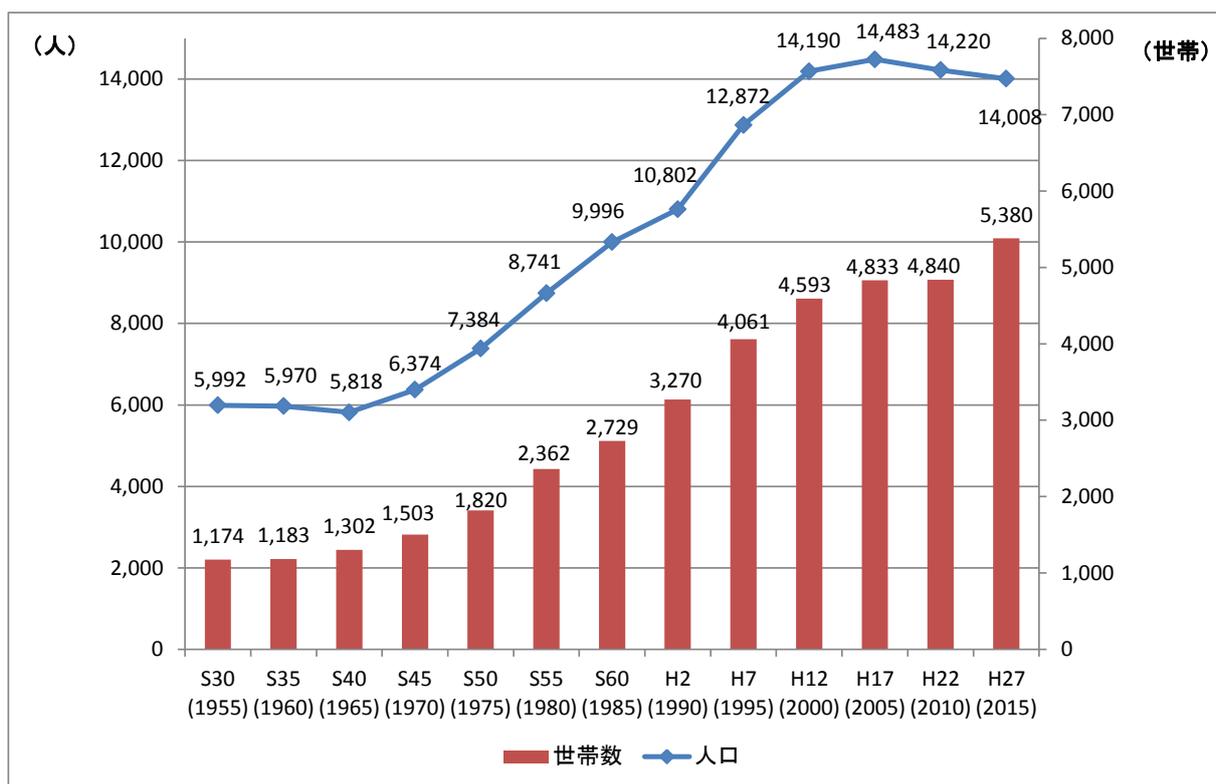
その概要を以下に示します。

1. 太子町の人口動向

(1) 太子町の人口の現状

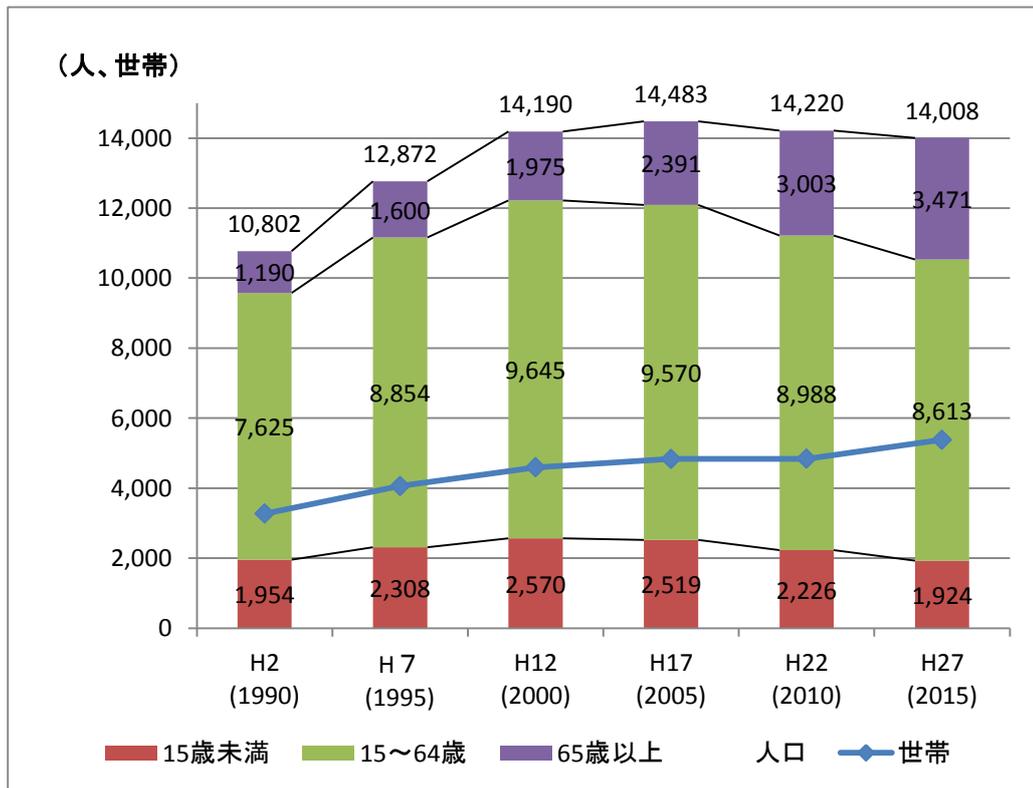
太子町の人口は、昭和40年の約5,800人から以降は増加が続いています。特に平成2年からの10年間では、府内でも有数の人口増加を示し、平成17年の約14,500人で人口のピークとなります。その後は減少に転じ、平成27年は約14,000人となりました。

近年の状況を分析すると、平成18年を境として、社会増減、自然増減ともに減少傾向に転換しています。この人口減少に伴い、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）については増加しています。



《図 1-1 総人口・世帯の推移》

出典：平成22年（2010年）まで国勢調査、平成27年（2015年）住民基本台帳

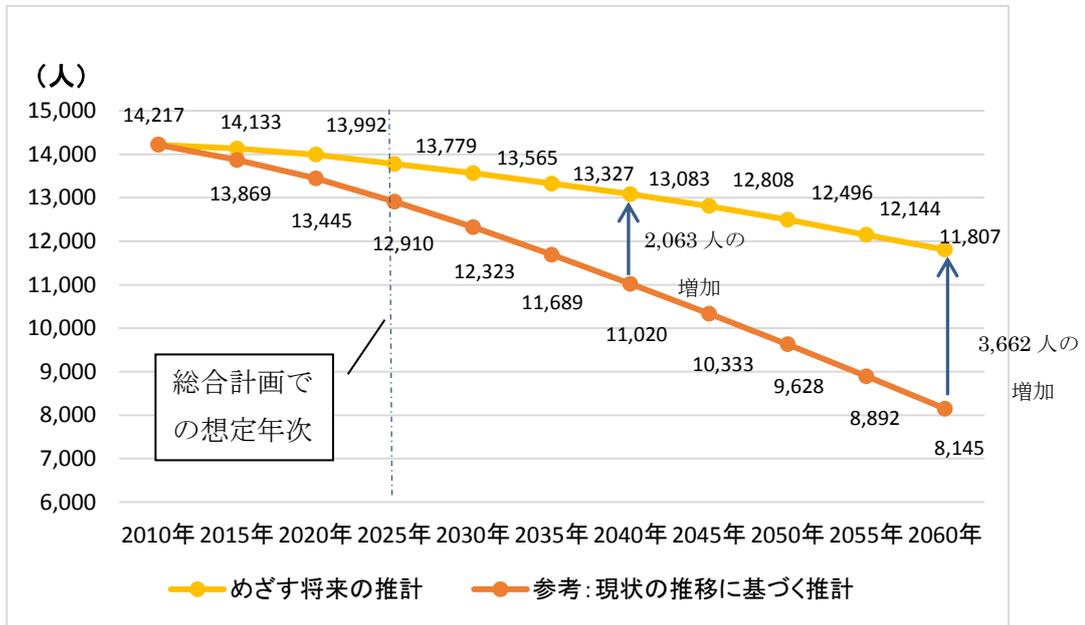


《図 1-2 年齢3区分別人口の推移》

出典：平成 22 年まで国勢調査、平成 27 年住民基本台帳

（２）太子町の人口の将来予測

太子町の平成 52 年（2040 年）の将来人口展望を、約 13,000 人と設定しました。自然増減及び社会増減策を実施しなかった場合に比べて、平成 52 年（2040 年）において、約 2,000 人増加することを見込むものです。



《図 1-3 総人口推計》

《表1-1 総人口推計》

(単位：人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
参考：現状の推移に基づく推計	14,217	13,869	13,445	12,910	12,323	11,689	11,020	10,333	9,628	8,892	8,145
めざす将来の推計	14,217	14,133	13,992	13,779	13,565	13,327	13,083	12,808	12,496	12,144	11,807

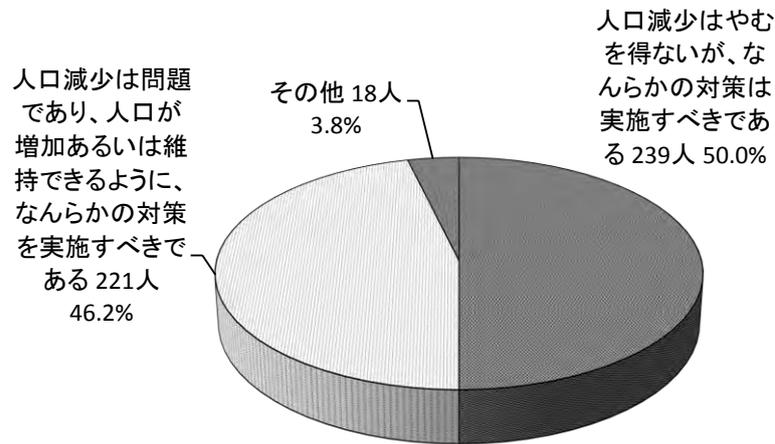
《表 1-2 推計の考え方》

推計方式	自然増減の考え方 (出生・死亡に関する仮定)	社会増減の考え方 (移動に関する仮定)
めざす将来の推計	平成 42 年（2030 年）の合計特殊出生率を 1.80 平成 52 年（2040 年）の合計特殊出生率を 2.07	純移動率が 2030 年までにゼロ（均衡）で推移（ 人口移動が均衡することを目標とする ）
参考：現状の推移に基づく推計 (社人研推計準拠)	2005 年～2010 年の人口動向を勘案(同程度で出生・死亡すると想定)し、将来人口を推計	2005 年～2010 年の純移動率が 2015 年～2020 年までに定率で 0.5 倍縮小し、2060 年までその値で推移（ 人口移動が縮小する ）

2. 太子町の住民意識

(1) 人口減少について

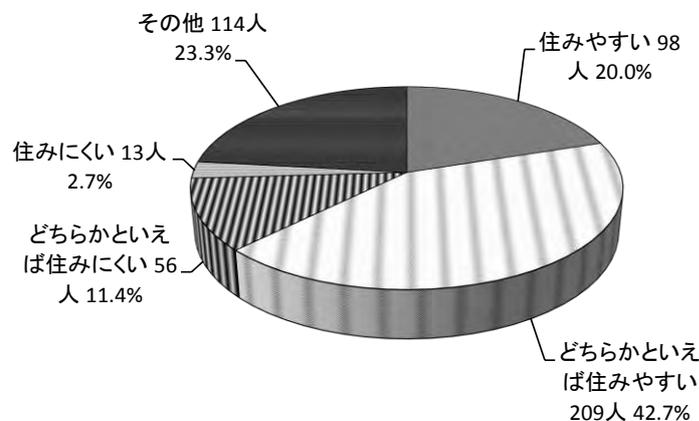
人口減少傾向に対しては、「人口減少はやむを得ないが、なんらかの対策は実施すべきである」が50.0%、「人口が増加あるいは維持できるように、なんらかの対策を実施すべきである」が46.2%と、人口の減少を前提とした対策を望む意見が多いです。



《図 1-4 人口減少に対する住民意識》

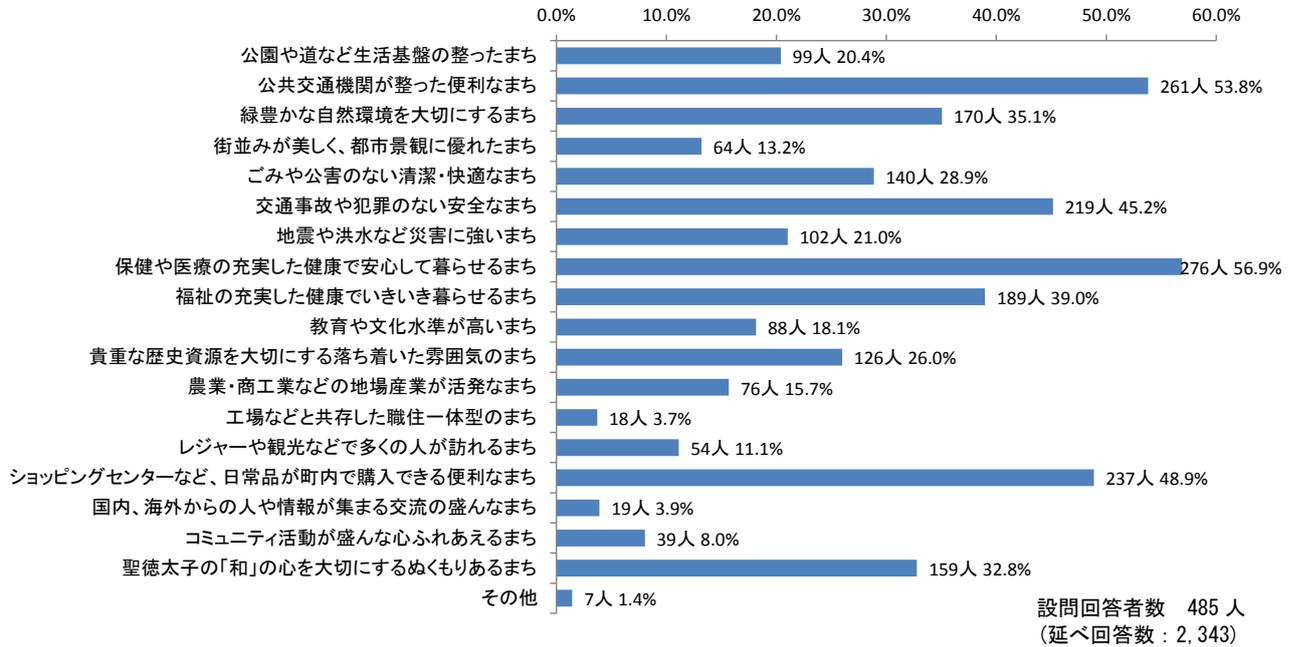
(2) 定住・移住について

居住環境については、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」を合計すると62.7%の方が住みやすいとしています。



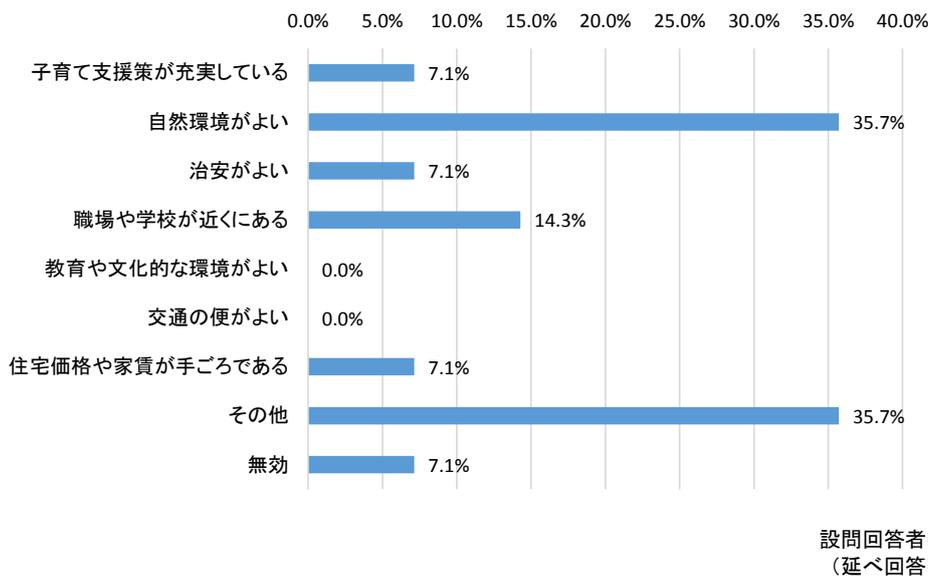
《図 1-5 町の住みやすさ、定住意向》

将来の町に対しては、保健や医療の充実、公共交通が便利であること、ショッピングセンター等日用品が町内で購入できること等、生活基盤施設に対する要望が高くなっています。

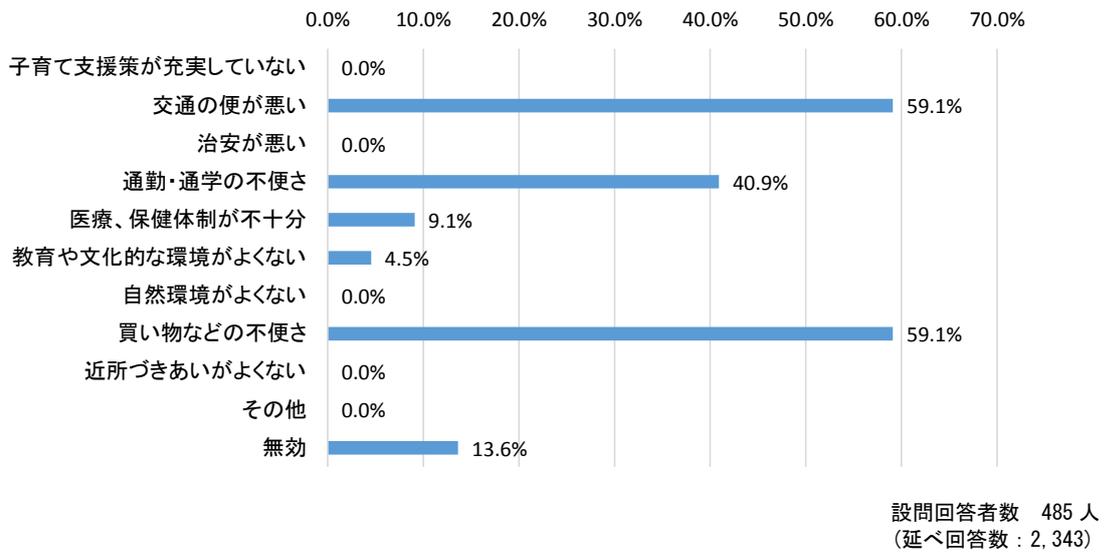


《図 1-6 将来のまちに対する要望》

転入者および転出者に対するアンケート調査では、太子町に転入してきた人は、「自然環境がよい」、「職場や学校が近くにある」ことを太子町に移住してきた理由としてあげています。一方、太子町から転出した人は、「交通の便が悪い」、「通勤・通学が不便」、「買物等が不便」を太子町の不満点としてあげています。



《図 1-7 太子町への転入を決めた理由》



《図 1-8 転出者の太子町への不満点》

Ⅱ. 太子町の課題とめざすべき方向

太子町の人口動向および住民意識を踏まえると、今後、次のような課題への対応が求められます。

<太子町の現状に対する課題>

○課題1 **若年層への対策**：いかに若い世代の転出を食い止めるか

太子町では、町内で生まれ育った若い世代が、就職や大学進学等を契機として、他都市に転出してしまうことが人口減少の一因となっています。このため、いかにしてこれら若い世代の転出を食い止めるかが課題となっています。

この課題に対応していくため、若い世代の働き場を増やすための産業の振興と雇用の場の創出を推進します。

○課題2 **子育て世代への対策**：いかに子育て世代の転入を促進するか

太子町へは新たな子育て世代の転入が見られます。バランスのよい太子町の人口構成の実現をめざしていくためには、いかにして、これらの子育て世代の転入を促進するかが課題となっています。

この課題に対応していくため、妊娠期から子育て期までを支える施策の充実や、学校教育の充実等を推進します。

○課題3 **高齢者への対策**：いかに高齢者に暮らしやすいまちをつくるか

人口の多い団塊の世代が高齢化していく中であって、太子町のまちの活力を維持していくためには、いかにして、この団塊の世代が安全で安心でき、元気が維持できる暮らしを実現できるかが課題となっています。

この課題に対応していくため、住民の健康づくりの推進や高齢者の外出支援、地域福祉のさらなる充実を図ります。

第2章 総合戦略

I. 国や大阪府の方針

1. 国の方針

国では「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」をめざし、以下の四つの基本目標を提示しています。

<p><基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出 <p><基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡 <p><基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上 <p><基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

《図 2-1 国の「政策の基本目標」（4つの基本目標）》

出典：「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

（平成26年12月27日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

2. 大阪府の方針

大阪府では、現在の状況を変革のチャンスと捉えて改革に取り組み、持続的な発展を実現（積極戦略）するとともに、人口減少・超高齢社会がもたらす将来への備えを着実に推進（調整戦略）することとし、以下の基本目標を提示しています。

戦略の方向性と基本目標・基本的方向	
<p>I) 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現</p> <p>① 若い世代の就職・結婚・出産・子育ての希望を実現する ➔ 若年者雇用、子育て支援 など</p> <p>② 次の「大阪」を担う人をつくる ➔ 教育、少年犯罪・虐待対策 など</p>	<p>具体的目標</p> <p>若年者就業率、合計特殊出生率 女性の就業率 全国学力・学習状況調査平均正答 非行防止ネットワーク構築市町村数</p>
<p>II) 人口減少・超高齢社会においても持続可能な地域づくり</p> <p>③ 誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくる ➔ 健康寿命の延伸、障がい者対策 など</p> <p>④ 安全・安心な地域をつくる ➔ 防犯、防災（災害対策） など</p>	<p>健康寿命、 障がい者実雇用率（民間） 地震（津波）による被害予測 密集市街地の面積</p>
<p>III) 東西二極の一極としての社会経済構造の構築</p> <p>⑤ 都市としての経済機能を強化する ➔ 産業創出、企業立地 など</p> <p>⑥ 定住魅力・都市魅力を強化する ➔ 定住人口・交流人口の拡大 など</p>	<p>実質成長率 実質経済成長率・開業事業所数 来阪外国人数 転出超過率（対東京圏）</p>
<p>■ 国への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国機関等の移転・設置 ⇒ 特許庁、中小企業庁、工業所有権情報・研修館、国立健康・栄養研究所 等 ✓ 地方拠点強化税制 ⇒ 支援対象外地域（大阪市全域、守口市、東大阪市、堺市の一部）の見直し ✓ 税財源自主権の確立 ✓ 民間が自由に活動できる環境整備（規制緩和） 	

《図 2-2 大阪府の「戦略の方向性と基本目標・基本的方向」》

出典：「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」（平成28年2月 大阪府）

Ⅱ. 総合戦略策定の基本的な考え方

1. 施策展開の考え方

3世代がいきいきと暮らせるまちづくりをめざした施策のパッケージ化 ～「産業振興と就労支援」、「出産・子育てと教育」、「健康づくり・生きがいづくり」 などの施策のパッケージ化（施策連動）によるまちづくりの推進～

第5次太子町総合計画の基本理念である「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現に向けて、スピード感を持って効果的にまちづくりを推進していくためには、主要な施策を中心として関連する施策を連動して実施する施策のパッケージ化を行うことが有効と考えられます。

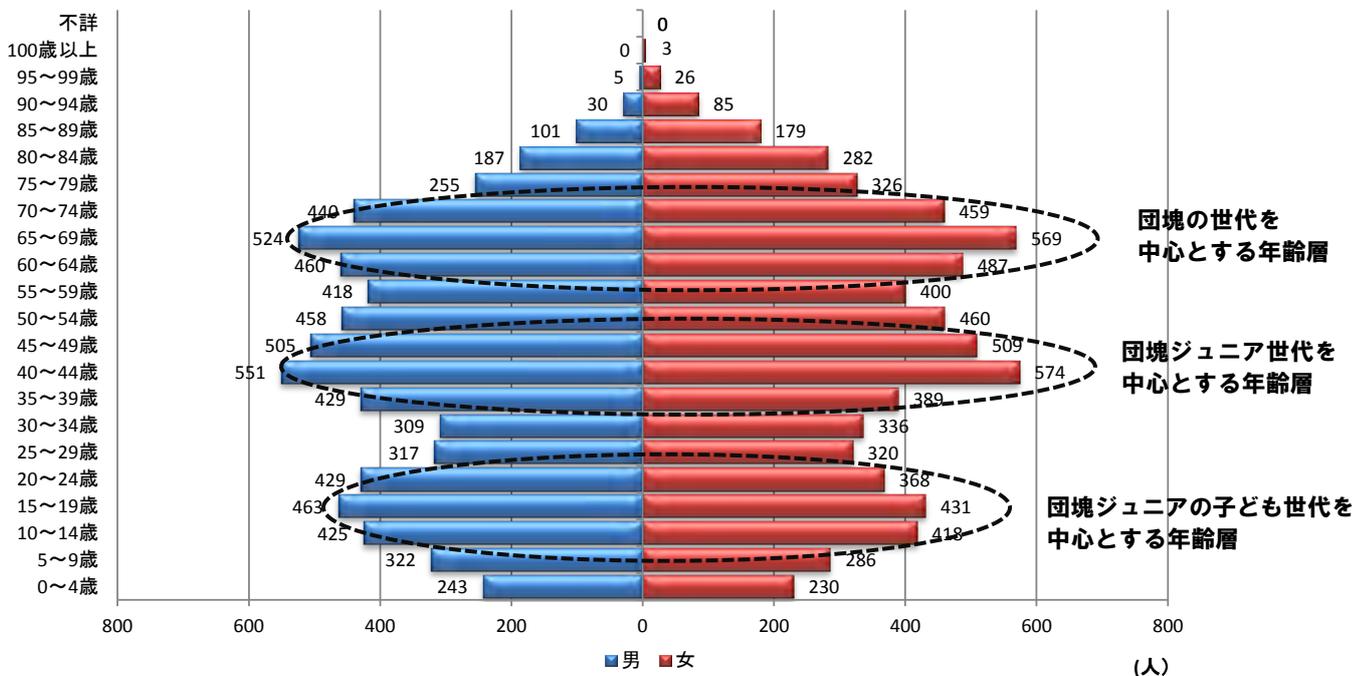
本町の人口ピラミッドをみると、60歳代後半の第一次ベビーブーム世代（団塊の世代）、40歳代の第二次ベビーブーム世代（団塊ジュニア世代）、さらに40歳代の子ども世代（団塊ジュニアの子ども世代）の3つの層の厚みが大きくなっています。

この3つの世代では、まちづくりに対するニーズも異なっています。そこで、総合戦略の対象期間（平成27～31年度）の5年間においては、この3世代をターゲットとして、次のような視点から施策のパッケージ化を行い、中長期にわたって持続可能なまちづくりが実践できる基礎づくりをめざします。

【視点1】就職や大学進学等を契機とした若い世代の転出抑制をめざした産業の振興と雇用の場の創出の実施

【視点2】子育て世代の定住と新たな世帯の転入促進をめざした出産・子育て支援、教育施策の実施

【視点3】高齢化する団塊世代の元気維持をめざした、健康づくり・生きがいづくり施策の実施。



《図 2-3 太子町人口ピラミッド（平成27年1月1日現在）》

出典：総務省住民基本台帳年齢階級別人口

2. 施策体系について

今後のまちづくりの基本となる第5次太子町総合計画で示された施策を基本にしながら、「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた施策のパッケージ化（施策連動）によるまちづくりの推進を図るための施策体系を次のように設定します。

《表 2-1 総合戦略の施策体系》

基本目標	基本方針	具体的施策
基本目標 1： 産業振興による活力ある 地域創造戦略	①地域経済を支える産業の 振興 ②産業の振興と雇用の場の 創出	①-1 都市農業の振興を図ります
		①-2 商工業の活性化を図ります
基本目標 2： 太子町の情報発信・観光 振興による知名度アップ と交流人口の向上	①まちの魅力を活かした交 流・観光の推進	①-1 観光・レクリエーションの振興を図りま す
基本目標 3： 妊娠期から子育て期まで の切れ目のない支援	①子育て環境の向上	①-1 母子保健活動の充実を図ります
		①-2 子育て家庭の支援を進めます
		①-3 すべての子どもが尊重されるまちづく りを推進します
	②地域とともに育む学校教 育の充実	②-1 元気な子どもを育てる学校園づくりを進 めます
②-2 学校と家庭、地域と一体となった教育活 動を進めます		
基本目標 4： 地域への愛着心の醸成と 地域の確かな暮らしを支 える基盤づくり	①住民の健康づくりの推進	①-1 健康づくり・食育を進めます
	②地域福祉の充実	②-1 地域福祉体制の充実を図ります
		②-2 高齢者福祉の充実を図ります
		②-3 障がい者福祉の強化を図ります
	③まちの安全性・快適性の 向上	③-1 安心・安全を確保します
		③-2 景観の向上を図るとともに上下水道の整 備を進めます
		③-3 道路交通体系の充実を図ります
	④自然環境の保全・向上	④-1 協働により自然環境の保全を図ります
	⑤生涯にわたり学べる環境 づくり	⑤-1 生涯学習の推進を図ります
		⑤-2 スポーツの振興、社会教育団体の育成を 図ります
⑥地域への愛着心の醸成	⑥-1 個性豊かなコミュニティ活動の促進を図 ります	

Ⅲ. 基本目標と具体的施策と重要業績評価指標（KPI）

1. 基本目標1：産業振興による活力ある地域創造戦略

（1）基本目標の全体的方針

基本目標1：産業振興による活力ある地域創造戦略		
【概要】 農空間を守るとともに、商業施設、交通手段等の生活利便機能の向上を図る等、まちの活力と魅力の向上に取り組みます。		
指標	基準値	数値目標（H31）
・事業者数	411	414
・従業員数	2,888人	2,965人
・遊休農地利用者数	35人	45人
【基本方針】		
①地域経済を支える産業の振興		
<ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手の確保や、農空間の保全等、農業の活性化に向けた取り組みを進めます。また商工業については、住民の要望が高い商業施設の誘致等、住民が町内で安心して買い物ができる環境の実現に向けた取り組みを進めるとともに、活性化を図るため地域資源を活用したものづくりに取り組みます。 		
②産業の振興と雇用の場の創出		
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村や事業者とも連携し、地域の雇用環境の整備を進めます。また、関係機関との連携により、能力開発や雇用情報及び相談体制の拡充に取り組みます。 		

（2）具体的施策

① 地域経済を支える産業の振興

①-1：都市農業の振興を図ります

農業の担い手の育成と耕作放棄地対策のため、農地中間管理機構を活用した遊休農地のあっせんや、新規就農者の確保に努めます。

市民農園の新規開設をPRし、体験型農業の提供を通じて、一般住民への農業に対する関心を高める等、都市農業を振興するための対策に取り組みます。

KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・援農隊参加者数：53人→76人 ・市民農園の申込者数：26人→70人 ・太子町ブランド品の開発：0件→2件
-----	--

【主な施策】

- ★農地中間管理機構を活用した遊休農地のあっせん
- ★体験型農業の提供、等

①-2：商工業の活性化を図ります

生活の利便性を高めるため、商業施設の誘致を図るとともに、商工会と連携し、空き店舗の活用や地域特性を生かした競争力のある商品の開発等、地元産業の育成及び強化に取り組みます。

また太子インターチェンジ周辺や都市計画道路太子西条線を軸として、地域経済の活性化につながる産業の誘致に努めます。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聖徳市出店数：21 店→30 店 ・ 道の駅販売額：7,100 万円→7,580 万円
-------	--

【主な施策】

- ★富田林商工会助成等事業による町内商工業の活性化
- ★太子西条地区地区計画による集客施設の誘導、等

② 産業の振興と雇用の場の創出

②-1：就労支援の推進を図ります

求職者の就労へ結びつけるために、各種講座の開催等を通じて求職者のスキルアップを図り、能力開発の支援を行います。

また、就職困難者（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、もしくは障がい者、ひとり親家庭の保護者または中高齢者等の中で、働く意欲がありながら就職に結びつかない者）を対象に、町役場に設置されている「地域就労支援センター」において、就労支援コーディネーターを配置し、町内の就労困難者が気軽に就職や雇用に関して相談できる体制の充実を図ります。

K P I	・ 就労促進事業等の参加者数：7 人→12 人
-------	-------------------------

【主な施策】

- ★能力開発事業による求職者のスキルアップ
- ★就職面接会等の実施、求人情報の提供、就労相談、等

2. 基本目標2：太子町の情報発信・観光振興による知名度アップと交流人口の向上

(1) 基本目標の全体的方針

基本目標2：太子町の情報発信・観光振興による知名度アップと交流人口の向上		
【概要】 太子町の魅力を多くの人に知ってもらうことで、まちへの知名度を高めるとともに、交流人口の向上をめざします。		
指標	基準値	数値目標 (H31)
・ イベント参加者数	15,500 人	17,000 人
【基本方針】 ① まちの魅力を生かした交流・観光の振興 ・ まちの資源を見直し、新たな魅力の創造やイベントの開催等、住民との協働による観光・レクリエーションの振興を図ります。		

(2) 具体的施策

① まちの魅力を生かした交流・観光の推進

①-1：観光・レクリエーションの振興を図ります

住民主体で実施されている「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」、「たいし聖徳市」や、住民協働による観光ボランティアガイドの育成や活動への支援、加えて太子町観光・まちづくり協会との連携を通して、地域が一体となった観光・レクリエーションの活性化を進めます。また、町の情報発信の拠点となる道の駅において、特産品のPR、販売強化を図ります。

KPI	・ イベント（聖燈会、灯路祭り）による集客者数：15,500 人→17,000 人
-----	---

【主な施策】

- ★観光ガイド、各種イベントへの参加
- ★観光案内サイン及びパンフレットの整備
- ★道の駅における観光情報の提供、特産品の販売
- ★聖燈会、竹内街道灯路祭り

3. 基本目標3：妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

(1) 基本目標の全体的方針

基本目標3：妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援		
【概要】 豊かな自然の中で、聖徳太子の精神を受け継ぎ、豊かなところ、元気な子どもを育てる、特色ある教育活動の一層の充実を図ります。		
指標	基準値	数値目標 (H31)
・ 合計特殊出生率	1.24	1.46
【基本方針】 ①子育て環境の向上 ・ 妊娠期から思春期までの育児・子どもの成長を切れ目なく支援する各種施策を実施するとともに、子育てに関する福祉施策の充実を図ります。そのために、子育て支援窓口の新設や子育て包括支援センター(仮称)の設置に取り組みます。また、ひとり親家庭に対する福祉の充実を図ります。これらの施策の実施にあたっては、行政だけでなく地域ぐるみで取り組みを進めます。 ②地域とともに育む学校教育の充実 ・ 子どもたちが、自己実現に向けて学びの意欲をもち、豊かな人間形成が可能となるように学校教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるように、就学への支援事業や給食の充実を図るほか、教育施設の老朽化対策と生活様式の変化に対応した設備の更新を行います。 ・ また、安全な学校生活を送れるように、家庭や地域、学校が一体となった地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。		

(2) 具体的施策

① 子育て環境の向上

①-1：母子保健活動の充実を図ります

子どもの発育段階に応じた各種健康診査の実施、育児に対する各種教室や相談機会の提供、保護者間の交流の場や機会の創出を通じて、安心して子どもを産み、育てられる環境整備に努めます。

また、妊娠期から思春期までの育児・子どもの成長を切れ目なく支援するためのワンストップ対応として、「太子町子育て包括支援センター(仮称)」を設け、母親の子育ての仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を図り、地域の子育て支援体制を整えます。

加えて、子ども医療に関する助成についても継続的支援を行い、母子保健の充実を図ります。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月児健診受診率：98.0%→98.0%以上 ・ 3歳6か月児健診受診率：90.6%→95.0%以上 ・ 乳児家庭全戸訪問実施率：98.9%→100.0% ・ 育児教室実施回数：70回→70回以上
-------	--

【主な施策】

- ★子どもや未熟児の医療費の助成
- ★発達段階に応じた各種健康診査の実施、育児・栄養相談等の充実
- ★安全で安心な出産・育児の推進
- ★乳幼児の健康管理や育児相談・教育等の実施

①-2：子育て家庭の支援を進めます

親子が気軽に集え、育児相談や子育てサークル等が利用するための施設として、現行の子育て支援の拠点施設（子育て包括支援センター）の充実と新たに親子が集える場所を整備し、子育て家庭の支援を進めます。

仕事と子育ての両立を図るためには、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、保護者が働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、保育所（園）等の延長保育や休日保育、保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした放課後の活動の場（放課後児童会）の提供、子育て休業後の親の再就職支援等、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援します。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター利用者数：延べ1,986人/年→延べ2,400人/年（親・子両方を含む） ・放課後児童会待機児童数：0人→0人
-------	--

【主な施策】

- ★子育て支援センターの充実
- ★延長保育、休日保育の継続実施
- ★放課後児童会の充実、等

①-3：すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを推進します

すべての子どもたちの健やかな成長を支援するために、ひとり親家庭に対する医療費の助成、相談、就労支援等、悩みや不安・問題を抱える保護者や配慮が必要な家庭に合わせた継続的な支援を充実します。

また、障がいのある子どもや発達に偏りのある子どもが、その家族とともに地域社会の一員として、自分らしく生きる力を高め自立するには、乳幼児期からの継続的な支援が重要であるため、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭相談数（相談体制の充実）：43件→平成26年度よりも向上 ・発達障がい等巡回相談：71人→80人
-------	--

【主な施策】

- ★ひとり親家庭に対する医療費の助成、相談体制、就労相談の充実
- ★母子・寡婦への福祉相談指導、等

② 地域とともに育む学校教育の充実

②-1：元気な子どもを育てる学校園づくりを進めます

町の未来を担う子どもたちを育てるため、英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成や、情報活用能力を高めるためのICT活用教育の調査研究に取り組みます。

また、健全な学校生活を送れるように、総合学校支援事業を通じて、不登校やいじめ、暴力行為等の課題に対する予防や早期の解決に取り組みます。

学校給食においては、大阪府内産（特に太子町産）の果樹（ブドウ・ミカン）、野菜、加工品を食材として積極的に使用し、地産地消に努めるとともに食を通じて地域の理解を深めます。

また、安全で快適な学校づくりのために、学校施設の整備（小学校の普通教室の空調やトイレの洋式化）を行います。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校者率：小学校：0.58%→0.5% <li style="padding-left: 2em;">中学校：1.50%→1.0% ・ 英検合格者率：中学1年：77.1%→80.0% <li style="padding-left: 2em;">中学2年：54.5%→55.0% <li style="padding-left: 2em;">中学3年：32.0%→35.0%
-------	--

【主な施策】

- ★校舎等の維持管理、時代のニーズに応じた施設整備
- ★総合学校支援事業によるいじめ、不登校等の問題への対応
- ★教育の情報化推進、使える英語プロジェクトの推進
- ★町立幼稚園入園料・保育料の補助、私立幼稚園への就園奨励、助成

②-2：学校と家庭、地域と一体となった教育活動を進めます

幼児・児童・生徒が学校内外で安心して生活できるように、学校安全ボランティアと連携し安全の確保を行い、地域での見守り体制の充実を図ります。

K P I	・ 学校安全ボランティア活動（見守り隊）：1団体→2団体
-------	------------------------------

【主な施策】

- ★学校防犯対策事業

4. 基本目標4：地域への愛着心の醸成と地域の確かな暮らしを支える基盤づくり

(1) 基本目標の全体的方針

基本目標4：地域への愛着心の醸成と地域の確かな暮らしを支える基盤づくり

【概要】

誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせるように、医療・福祉・保健サービスが充実した体制をつくります。

豊かな自然の中で安心して暮らすことができるように、防犯・防災体制の充実、生活基盤整備を進め、安心と安全のまちづくりを進めます。

豊かな人間性を育む生涯学習の環境の整備・充実を図り、すべての人が人として尊重され、社会参加できる社会づくりを進めます。

これらの取り組みにより、地域への愛着心の醸成をめざします。

指標	基準値	数値目標 (H31)
・健康マイレージ参加者数	714人	1,400人
・ダイヤモンドトレイルイベント参加者数	465人	1,000人
・生涯学習参加者数	24,536人	25,000人

【基本方針】

①住民の健康づくりの推進

- ・住民の健康づくりへの関心を高めるとともに、住民の健康づくりや食育を推進します。また、保険制度や周辺市町村と連携した地域医療を充実し、健康で笑顔いっぱいのもちづくりを推進します。

②地域福祉の充実

- ・福祉への意識を高めるため、住民や関係機関が連携し課題に取り組むための計画を策定し、地域のニーズに対応した福祉施策の充実を図ります。
- ・また、地域での支えあいによる高齢者福祉や、地域での自立を支援する障がい者福祉とともに、低所得者への支援にも取り組みます。

③まちの安全性・快適性の向上

- ・「自助」「共助」「公助」の連携による防犯・防災の取り組みを進め、安心・安全を確保します。また、快適な生活環境の向上を図るため、景観の向上や上下水道の整備、生活基盤となる道路交通体系の充実を図ります。
- ・また、公共施設の老朽化対策として町立公民館の更新を行い、生涯学習機能の向上を図ります。

④自然環境の保全・向上

- ・身近にある自然の大切さを住民全体が共有し、住民との協働による環境の保全や活用の取り組みを進めます。

⑤生涯にわたり学べる環境づくり

- ・住民が自主的に学び、活動できるような学習機会を提供するとともに、スポーツ大会の振興や社会教育団体の育成を通じて、世代や立場を越えた交流の促進を図ります。

⑥地域への愛着心の醸成

- ・地域での互いの支えあいや地域の課題を解決する活動の拠点となる地区集会所や町会・自治会等の活動に対する支援を図ります。

(2) 具体的施策

① 住民の健康づくりの推進

①-1：健康づくり・食育を進めます

各種健康診査の実施や、予防接種への助成、健康に関する相談や教育等、住民の健康づくりの基本となる取り組みを、地域の医療機関や医師会等と連携して実施します。

また、住民の健康づくりをさらに進めるために、身近な自然資源を活かした心身の健康増進として、健康ウォーキング講習会等の健康増進のための啓発活動及び社会環境の整備を実施します。

特に、健康づくりに取り組むことで、マイレージを獲得し、応募すると健康関連グッズや地域の特産品等が抽選で当たる「健康マイレージ事業」を推進し、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ように、健康意識のさらなる向上を図ります。また、これまで町会・自治会や小中学校のPTA等がつくる団体に寄付できる制度を実施していますが、団体等で健康に関する取り組みを対象事業とする等、より一層、住民が参加しやすい制度の充実を図ります。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関わる講習会の開催数：200回→220回 ・健康マイレージ参加者数：714人→1,300人 ・意識的に運動している人の割合：59.8%→70.0%
-------	---

【主な施策】

- ★地域の医療機関との特定検診、各種検診の実施、健康相談・教育等の充実
- ★健康ウォーキング等の啓発活動の推進
- ★健康づくりを軸とした事業の展開
- ★老人医療費の助成、障がい者医療費の助成、等
- ★かかりつけ医・歯科医師の定着
- ★近隣市町村・広域医療機関との連携
- ★小児急病診療体制の充実、等

② 地域福祉の充実

②-1：地域福祉体制の充実を図ります

広報及びホームページ等を活用した福祉意識の啓発、虐待や権利擁護に対する相談、地図情報システムを活用した要支援者の整理等、地域福祉のさらなる充実を図ります。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の福祉団体等と連携、制度の狭間にあり、対応が困難な福祉課題に取り組むコミュニティソーシャルワーカーの配置等により、地域福祉体制の強化を図ります。

さらに地域福祉活動の拠点として、町立総合福祉センターをより一層活用します。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉相談件数（相談体制の充実）：167件→平成26年度よりも向上 ・ソーシャルワーカー数：1人→2人
-------	--

【主な施策】

- ★コミュニティーソーシャルワーカーの配置
- ★地域福祉活動やボランティア活動等の情報提供による福祉意識の高揚、関係機関の連携強化
- ★保育園による高齢者等に対する和太鼓の披露や凧あげ参加等の世代間交流の推進
- ★町立総合福祉センターの活用、地域福祉地図情報システムの整備、等

②-2：高齢者福祉の充実を図ります

「高齢者の活力を生かす自立支援」、「相互に助けあって生きる」、「人との交流による健康づくりと生きがいくづくり」及び「すべての人が尊厳をもって自分らしく生きる」を柱として、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケア」を実現していくための施策を行います。

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み
- ・認知症高齢者支援策の充実
- ・安心、安全、快適に暮らせる住まいとまちづくり
- ・介護予防と健康づくりの推進
- ・介護サービスの充実強化
- ・福祉・介護サービス基盤の充実

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及事業の参加者数：延べ 13,734 人→平成 26 年度よりも向上 ・地域介護活動支援事業の参加者数：延べ 486→平成 26 年度よりも向上 ・元気ぐんぐんトレーニング活動支援のグループ数：21 グループ→25 グループ ・乗合ワゴンの利用者数：延べ 6,300 人（平成 27 年度見込み数）→延べ 7,000 人
-------	---

【主な施策】

- ★地域包括支援センターにおける高齢者支援、総合相談の実施、敬老会等の運営
- ★介護予防、介護予防ケアマネジメント、生活支援、介護サービス給付の実施
- ★地域支えあい体制の整備、等

②-3：障がい者福祉の強化を図ります

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障がい者が地域で自立できる生活を送れるよう、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めます。さらに各種医療費の補助、専門員との相談機会の提供、障がい者虐待の早期発見と予防、障がい児のための相談等の障がい者福祉の充実を図ります。また、障がい者の就労機会の拡大、社会参加の促進を目的として、勤務体制等についての相談や情報提供の確立、スポーツ大会の開催等を行います。そしてこれらの取り組みを推進するために、地域自立支援協議会や関係機関との連携強化を図ります。

障がい者が利用しやすい施設整備を進め、バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

K P I	・就労移行支援（障がい福祉計画）：1人→4人
-------	------------------------

【主な施策】

- ★障がい児者に関する保健・医療・福祉等の専門相談の充実〔権利擁護〕
- ★障がいのある人の就労機会・場の拡大、関係機関との連携
- ★障がい者ふれあいスポーツ大会、等

③ まちの安全性・快適性の向上

③-1：安心・安全を確保します

公共施設の耐震化をさらに進めるとともに、民間の建築物についても、耐震診断への補助等を通じて、耐震化促進に取り組みます。また、自主防災組織等とも連携し、防災資機材の整備と減災への取り組みを進め、防災力向上に努めます。

一方、防犯灯や防犯カメラの設置等防犯面の対策についてもさらに進めるとともに、交通事故をなくす運動、警察による取り締まりや交通安全教育の推進等により、交通事故防止対策を進めます。また、交通量が多い路線や通学路に指定された幹線道路については、大阪府の協力のもと、歩道設置等歩行者の安全対策を進めます。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補助延べ件数：17件→34件 ・犯罪発生数：137件→115件 ・交通事故発生数：55件→50件
-------	---

【主な施策】

- ★民間建築物の耐震対策の実施
- ★花のあるまちづくりの会の活動
- ★防犯灯の設置、防犯カメラの設置、等

③-2：景観の向上を図るとともに上下水道の整備を進めます

地区計画等の各種制度の活用により住民との協働による景観まちづくりを進め、快適な住環境整備の推進に努めます。

水道については、平成29年4月から大阪広域水道企業団が事業を実施しますが、水道サービスの質が低下しないよう円滑な移管をめざします。下水道については、管渠等の整備や維持管理に努めるとともに、中長期的な視点をもって、個別処理が効果的な区域については合併処理浄化槽を導入する等、効率的で維持可能な事業の運営を行います。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画・地区計画区域数：4地区→5地区 ・下水道普及率：93.4%→95.0%
-------	--

【主な施策】

- ★叡福寺周辺地区、太子西条地区における地区計画の策定

- ★水道事業の効率的な運営、経営基盤の強化
- ★公共下水道の整備、老朽化対策、等

③-3：道路交通体系の充実を図ります

生活道路について、点検や修繕等を行い、適正な管理に努めます。また、新たな土地利用計画に伴う地区の骨格となる道路整備を行います。

さらに、高齢者の生活に必要な交通の充実を図るため、乗合ワゴンの運行方法の見直し等により充実を図ります。また、公共交通体系については検討を行います。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路整備率：94.8%→100.0% ・町道改良率：99.6%（舗装済÷全延長）→100.0% ・乗合ワゴンの利用者数（再掲）：延べ6,300人 → 延べ7,000人 （平成27年度見込み数）
-------	---

【主な施策】

- ★都市計画道路太子西条線の整備
- ★南阪奈道路、国道166号、府道美原太子線の整備
- ★生活道路の維持補修
- ★狭隘道路の解消、等

④ 自然環境の保全・向上

④-1：協働により自然環境の保全を図ります

二上山、金剛生駒紀泉国定公園等では、森林や緑化空間の自然環境の保全をめざし、森林浴や散策等緑の自然を体感しながら清掃を行う「山の日山地美化キャンペーン」等を実施し、住民との協働による良好な環境づくりを進めます。

また、「唐川ホタルを守る会」では、町内・町外問わずより多くの参加者を募り、本町の自然環境の素晴らしさを体感してもらい、恵み豊かな自然を守り、生物が生息する健全な環境を維持するため、ホタルを生物指標として身近な環境を保全する河川の清掃や草刈が行われています。これからも住民協働による自然環境保全活動を支援するとともに、さらに環境保全への関心を高め、各種イベントの参加を促進する取り組みを進めます。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・唐川ホタルを守る会活動参加者数：20人→45人 ・ダイヤモンドトレイル参加者数：465人→9,000人 ・山の日山地美化キャンペーン参加者数：300人→500人
-------	---

【主な施策】

- ★自然環境の保全
- ★唐川ホタルを守る会への支援、等

⑤ 生涯にわたり学べる環境づくり

⑤-1：生涯学習の推進を図ります

住民が自発的に生涯学習に参加できるように、各種教室を開催し、多様な学習機会の提供を行

います。また、学んだことをより多くの人と共有することを目的として、成果を発表できる機会の充実に努めます。

老朽化した公民館を建て替え、生涯学習活動の拠点となる施設を整備します。さらに、学校図書室と連携し、児童生徒の読書活動を推進します。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習参加者数：24,536人→25,000人 ・図書館年間利用者数：13,578人→19,000人
-------	---

【主な施策】

- ★公民館活動の実施、図書室の運営
- ★成人式、文化祭等の実施、等

⑤-2：スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります

「たいしスポーツDay」等様々なスポーツ大会の開催や総合スポーツ公園の運営を通じて、健康の増進や交流を図ります。また、PTA連絡協議会や地域婦人会、青少年指導員会等の社会教育団体の育成を通じて、青少年の健全な育成を図ります。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・たいしスポーツDay参加者数：281人→300人 ・社会教育団体（地域婦人会、子ども会育成連絡協議会、青少年指導員会等）参加者数：327人→現状維持
-------	--

【主な施策】

- ★社会教育団体育成事業の実施
- ★たいしスポーツDay、ふれあいTAISHIの実施
- ★スポーツ推進事業、総合スポーツ大会事業の実施、等

⑥ 地域への愛着心の醸成

⑥-1：個性豊かなコミュニティ活動の促進を図ります

地域での互いの支えあいや地域の課題を解決する活動の拠点となる、地区集会所や町会、自治会等の活動に対する支援を図ります。

K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会加入率：56.5%→59.3%
-------	--

【主な施策】

- ★町会・自治会加入促進マニュアルの作成、等